

入所(園)申込を受け付ける市内の保育所・認定こども園等(令和6年10月現在)

| 施設区分     | 施設名 | 所在地                      | 利用<br>定員(人) | 認定区分ごとに利用できる施設※2 |    |    | 電話・FAX                          | 開園時間                    |
|----------|-----|--------------------------|-------------|------------------|----|----|---------------------------------|-------------------------|
|          |     |                          |             | 1号               | 2号 | 3号 |                                 |                         |
| 保育所      | 私   | 米原保育園                    | 米原667-2     | 80               |    | ○  | ☎52-2477   FAX 52-3118          | 7時～19時                  |
|          | 私   | 米原保育園分園きらめき園             | 朝妻筑摩2483    | 30               |    | ○  | ☎52-8826   FAX 52-6850          | 7時30分～19時               |
|          | 私   | 醒井保育園                    | 醒井547-1     | 20               |    | ○  | ☎54-0215   FAX 54-1073          | 7時～19時                  |
|          | 私   | 大原保育園                    | 朝日199-1     | 120              |    | ○  | ☎55-2060   FAX 55-2331          | 7時30分～19時               |
| 認定こども園   | 私   | 柏原こども園                   | 柏原2293-1    | 65               |    | ○  | ☎57-0077   FAX 57-0102          | 7時30分～19時               |
|          |     |                          |             | 15               | ○  |    |                                 | 9時～14時<br>※16時まで 特別保育あり |
|          | 私   | 認定こども園<br>チャイルド<br>ハウス近江 | 宇賀野290      | 90               |    | ○  | ☎52-1067   FAX 52-1430          | 7時～19時                  |
|          |     |                          |             | 15               | ○  |    |                                 | 9時～14時<br>※16時まで 特別保育あり |
|          | 私   | 長岡学園                     | 長岡1167-4    | 100              |    | ○  | ☎55-0061   FAX 55-8222          | 7時～19時                  |
|          |     |                          |             | 15※3             | ○  |    |                                 | 9時～14時<br>※16時まで 特別保育あり |
|          | 公   | いぶき<br>認定こども園            | 春照1950      | 120              |    | ○  | ☎58-2001   FAX 58-2003          | 7時～19時 ※1               |
|          |     |                          |             | 60               | ○  |    |                                 | 8時30分～14時               |
|          | 公   | かなん<br>認定こども園            | 三吉343       | 85               |    | ○  | ☎54-1200   FAX 54-2288          | 7時～19時 ※1               |
|          |     |                          |             | 15               | ○  |    |                                 | 8時30分～14時               |
|          | 公   | おうみ<br>認定こども園            | 顔戸199-1     | 290              |    | ○  | (幼児棟)<br>☎52-5560   FAX 52-5561 | 7時～19時 ※1               |
|          |     |                          |             | 110              | ○  |    | (乳児棟)<br>☎52-5585   FAX 52-5586 | 8時30分～14時               |
| 小規模保育事業所 | 私   | まいばら<br>認定こども園           | 下多良146-1    | 170              |    | ○  | ☎52-3362   FAX 52-5131          | 7時～19時 ※1               |
|          |     |                          |             | 75               | ○  |    |                                 | 8時30分～14時               |
| 小規模保育事業所 | 私   | 顔戸ハイジ 保育園                | 顔戸498-1     | 19               |    | ○  | ☎050-8883-0908<br>FAX 52-5221   | 7時30分～18時30分            |

- ※1 延長保育の希望があった場合の開園時間(最長)です。利用希望がなければ、開園時間は7時30分～18時30分です。
- ※2 教育・保育給付認定区分と利用できる施設は以下のとおりです。
- ※3 長岡学園(短時部)の利用定員は、令和7年4月から30人に増員される予定です。

| 認定区分 | 対象となる子ども                      | 利用できる施設・事業                 |
|------|-------------------------------|----------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、教育を希望する場合              | 認定こども園短時部                  |
| 2号認定 | 満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合 | 保育所・認定こども園長時部              |
| 3号認定 | 満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする場合 | 保育所・認定こども園長時部<br>・小規模保育事業所 |

施設見学  
随時受付中!

希望する場合は、事前に各施設へ電話予約をお願いします。

⚠ 育児休業給付金の支給期間の延長手続きが厳格化されます

雇用保険法施行規則の改正による、育児休業給付金の支給期間の延長手続き厳格化に伴い、令和7年度申込みから以下のとおり取扱いを変更します。

- ◆保育所・認定こども園等の申込みにおいて入所保留を希望する意思表示(いわゆる「落選狙い」)をされた場合、申込みの受付はできません。
- ◆申込み用紙内に「育休延長の可否」についての項目を設けます。
- ◆「育休延長可」とされた場合は、入所調整における点数が減点となり、入所(園)の優先順位が下がります。(希望園に入所(園)しにくくなります。)
- ◆「育休延長可」とされた場合でも、希望園の定員に空きがある場合は入所(園)することとなります。
- ◆入所(園)内定後、やむを得ない理由なく辞退した場合は、勤務先およびハローワークにおいて育休や給付金の支給延長が認められない場合があります。(詳細は勤務先等にお問い合わせください。)

令和7年度

保育所・認定こども園等の入所(園)申込を受け付けます

☎ 市 保育幼稚園課 ☎53-5133   FAX 53-5128

令和7年度4月以降の施設利用から保育所・認定こども園の入所(園)要件が変わります！

変更1

妊娠出産を理由に利用する場合

利用期間は  
出産前2カ月～出産後6カ月まで

▼  
出産前2カ月～出産後1年まで 延長！

変更2

保護者が育休中に利用する場合

3～5歳児の幼児であれば  
育休復帰時期に関わらず 利用可能！

入所(園)対象児

- **保育所・認定こども園長時部**  
0歳～就学前の保育を必要とする乳幼児
- **認定こども園短時部**  
3～5歳児の幼児  
3歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ  
4歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ  
5歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
- **小規模保育事業所**  
0～2歳児の保育を必要とする乳児

申込方法・期間

▼案内・しおり等に関して

配布日 10月1日(火)から

配布場所 保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター、市内保育所、認定こども園等市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。  
※書面を提出する場合は、配布書類が異なるため、配布場所の職員にその旨を伝えてください。

▼申込期間・場所に関して

受付期間 10月17日(木)～31日(木)

※市外保育所等の場合、申込期間が異なる場合があります。事前にお問い合わせください。

●市内施設新規入園・転園・継続利用希望の人

▶上記期間内に電子申請(ぴったりサービス)を行ってください(期間内であれば、いつでも申し込み可能)。

申込手順・方法は、配布書類および市公式ウェブサイトをご確認ください。

インターネット環境がない等、やむを得ない事情により電子申請が困難な人は、保育幼稚園課(平日8時30分～17時15分)へ必要書類を提出してください。

マイナンバーカードはなくても申請できますが、カードがあると入力の一部省略することができます。

●市内私立認定こども園短時部の新規入園希望の人

▶第1希望園に書面で申し込みください。ただし、園へ事前の電話連絡が必要です。

●市外施設利用希望の人

▶保育幼稚園課(平日8時30分～17時15分)へ書面で申し込みください。

▼「カテゴリ」で「子育て」を選択し検索してください。  
10月17日以降に入力可能となります。



注意事項

- ・市内認定こども園短時部の継続利用を希望する人は、手続き不要です。
- ・就労証明書(証明日が令和6年9月1日以降のもの)や診断書など取り寄せに時間のかかる書類は、早めにご準備ください。また、自営業主や介護従事者に必要な書類は、配布する「入所(園)のしおり」でご確認ください。
- ・令和7年度入所(園)受付から、就労証明書の様式を変更しますのでご注意ください。
- ・令和7年度中に入所(園)を希望する人(令和8年4月に育休復帰するため、3月に慣らし保育を希望する人を含む)は、必ず期間内に申込手続きをしてください。(出生前であっても、この期間での申し込みです)
- ・申し込み内容により、第1希望園との面談を行う場合があります。
- ・園ごとの入所(園)希望者が定員を超える場合、利用調整を行い、入所(園)者を決定しますので、希望に添えない場合があります。
- ・受付期間後に申し込みされた場合、期間内に必要書類を全て提出できない場合は、期間内申込者の入所(園)調整終了後に調整を行います。